

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、母子保健事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和8年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業の実施に関する事務
②事務の概要	本事務は、母子保健法に基づき相談及び支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康診査等に関する情報の提供の求めに関する事務を行う。 母子保健法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務に使用する。 ①相談及び支援に関する事務 ②保健指導に関する事務 ③新生児の訪問指導 ④健康診査に関する事務 ⑤妊娠の届出に関する事務 ⑥母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑧産後ケア事業に関する事務 ⑨低体重児の届出に関する事務 ⑩未熟児の訪問指導に関する事務 ⑪健康診査等に関する情報の提供の求めに関する事務 これらの事務に関して、番号法別表二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
健康診査等対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条及び別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊山町 企画調整部企画課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊山町 企画調整部企画課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管し、開錠・施錠の実施者、時刻の記録を行っている。毎年、情報セキュリティの自己点検、自己点検結果の共有、情報セキュリティ研修の受講など、職員の情報セキュリティの意識向上に取り組んでいる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、情報セキュリティの自己点検、自己点検結果の共有、情報セキュリティ研修の受講など、職員の情報セキュリティの意識向上に取り組んでいる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目	2020/10/1	2021/4/1	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	I 関連情報 所属長の役名	保険課保健センター所長 牛田 彰和	保険課保健センター所長	事後	必要箇所の修正
令和3年7月9日	I 関連情報 法令上の根拠 (情報連携)	番号法第19条第7号 別表第2の69-2、70	番号法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる)	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	生活福祉部保険課	生活福祉部保健センター	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	保険課保健センター所長	保健センター所長	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、申請管理システム	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	本事務は、母子保健法に基づき保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健	本事務は、母子保健法に基づき相談及び支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる) 別表	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる業務	-	十分である	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	9)従業者に対する教育・啓発	事後	必要箇所の修正
令和8年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、申請管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、申請管理システム、サービス検 索・電子申請機能	事後	マイナポータルのサービス検 索・電子申請機能の利用開始 のため。
令和8年8月26日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	豊山町 企画調整部企画課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和8年8月26日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	豊山町 企画調整部企画課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正